





- (17) 災害活動の拠点となる防災センターに災害活動上必要な情報集約
- (18) その他

#### (委託者と受託者の契約)

**第7条** 管理権原者は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別に定める項目に基づき、自己チェックする。

#### (委託者からの指揮命令及び委託者への報告等)

**第8条** 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告する。

#### (消防機関との連絡)

**第9条** 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- 2 防火・防災管理者選任（解任）届出  
防火・防災管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。
- 3 消防計画作成（変更）届出  
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火・防災管理者が届け出ること。
  - (1) 管理権原者または防火・防災管理者の変更
  - (2) 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
  - (3) 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火・防災上の構造に関する事項の変更
  - (4) 防火・防災管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
    - ア 受託者の氏名及び住所
    - イ 受託方式
    - ウ 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲
    - エ 受託者の行う防火・防災管理業務の方法
- 4 自衛消防訓練実施の通報  
自衛消防訓練を実施するときは防火・防災管理者があらかじめ消防機関に通報すること。
- 5 自衛消防組織設置（変更）届出  
自衛消防組織を置いたとき、又は変更したときは、管理権原者が届け出ること。

## 6 禁止行為の解除承認申請

喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込を禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火・防災管理者が確認をしたのち申請すること。

7 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認した後、報告すること。

8 防災管理点検の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認した後、報告すること。

9 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認をした後報告すること。

## 10 その他

建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

### (防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管)

**第10条** 管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火・防災維持管理台帳を作成し、整備及び保管する。

### (防火・防災管理委員会)

**第11条** 防火・防災管理者を補完し、防火・防災管理業務の適正な運営を図るため、防火・防災管理委員会を置き、以下の業務を行う。

2 防火・防災管理委員会の構成は、別表2のとおりとする。

3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定する。

4 会議は、      月と      月に行い、次の場合は、臨時に開催する。

(1) 社会的反響の大きい火災、地震等による被害発生時

(2) 防火・防災管理者等からの報告、提案により、管理権原者が会議をする必要があると認めたとき

5 会議の主な審議事項

(1) 消防計画の変更に関すること

(2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(3) 自衛消防組織の設置及び装備に関すること。

(4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。

(5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。

(6) 防火・防災管理上必要な教育に関すること。

(7) その他

## 第2章 予防的事項

### 第1節 共通的事項

#### (予防管理組織)

第12条 予防管理組織とは、災害被害の予防的活動を行う組織と自主点検・検査をするための組織とする。

#### (予防的活動のための組織)

第13条 予防的活動のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、防火・防災管理者のもとに、各階ごとに防火・防災担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表3のとおり定める。

#### (防火・防災担当責任者の業務)

第14条 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

- 2 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- 3 防火・防災管理者の補佐
- 4 その他、防火・防災管理上必要な業務（火元責任者の業務を除く）

#### (火元責任者の業務)

第15条 火元責任者は、次の業務を行う。

- 2 担当区域内の火気管理に関すること。
- 3 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- 4 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- 5 火気関係及び閉鎖障害等に係る検査の実施に関すること。
- 6 防火・防災担当責任者の補佐

#### (自主点検・検査のための組織)

第16条 自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、別途定める方法及び実施計画により、定期的に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表4のとおり定める。

#### (自主点検・検査の実施)

第17条 建物等の自主点検・検査は、別表4で定める各点検・検査員が確認するものとし、年〇回（〇月、〇月）とする。



- (2) 工事を行う者は、防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の実任者を指定し、工事の状況について、定期に防火・防災管理者に報告させること。
- (4) 危険物等を持ち込む場合には、その都度、防火・防災管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火・防災管理者の指示すること。

#### (定員の管理)

**第 25 条** 次の事項を遵守し、定員の管理に努める。

- (1) 定員を超えて入場をさせない。
- (2) 避難通路に客を収容しない。

#### (避難経路図の掲出)

**第 26 条** 館内の見やすい場所及び各部屋に、屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出する。

### 第 2 節 出火防止措置等

#### (火気の使用制限等)

**第 27 条** 防火・防災管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

- (1) 喫煙場所の指定  
防火・防災管理者は、当該事業所において喫煙を制限する必要がある場合には、喫煙場所を指定する。
- (2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定  
使用禁止場所は、厨房・レストラン及び給湯室を除く全ての場所とする。

#### (臨時の火気使用等)

**第 28 条** 当該事業所内で、次の事項を行おうとする者は、防火・防災管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵、取り扱い、種類、数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。

### (施設に対する遵守事項)

**第 29 条** 防火・防災管理者又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路等避難施設の機能保持

- ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- イ 床面は避難に際して、つまづきやすべり等が生じないように維持管理すること。
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に開錠し開放できるものとする。

(2) 防火戸、防火シャッター等防火施設の機能保持

- ア 火災が発生したときの延焼を防止し、有効な消防活動を確保するため、防火戸、防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸の開閉位置と他の部分は色別しておくこと。

- イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

### 第 3 節 地震による被害の軽減措置等

#### (建物の耐震診断等)

**第 30 条** 防火・防災管理者は、地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するため次の措置を行う。

- (1) 耐震診断等の結果をもとに地震発生時の建築物や設備の安全性を確認する。
- (2) 第 3 条において定める被害想定及びそれに対応した個別の目標設定に応じた安全性が確保されていることを確認する。
- (3) 消防用設備等の耐震措置が維持されていることを確認する。
- (4) 自治体が作成・公表する震災の被害予測や防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物の存する地域の震災時の延焼、周辺建物等の危険実態の把握に努める。

#### (地震時の災害防止措置)

**第 31 条** 建物・施設の点検・検査員及び火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせ次の措置を行う。

- (1) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下等を防止すること。
- (2) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (3) 火気使用設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。
- (4) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水などによる発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

#### (収容物等の転倒・移動・落下防止)

**第 32 条** 防火・防災管理者は、倉庫、事務室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止に努め、オフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止措置を定める。各点検・検査員は、オフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は防火・防災管理者が当該措置を行うよう指示をする。

#### (避難施設・建物損壊への対応)

**第 33 条** 各点検・検査員は、避難施設の損壊に備えて、避難経路を確保するため、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御等の状況等を確認する。特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式を確認する。

#### (地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保)

**第 34 条** 管理権原者は、地震その他の災害等に備え、別表 5 に定める物品の管理者を定め、管理記録を作成する。

### 第 3 章 応急対策的事項

#### 第 1 節 共通的事項

##### (自衛消防組織の設置)

**第 35 条** 火災及び地震等の災害発生時の被害を最小限に止めるために、自衛消防組織を設置する。

なお、自衛消防組織は、本部隊及び地区隊に編成するものとし、その編成は別表 6 のとおりとする。

2 防災センターに、本部隊を設置し、消防活動の中核としての役割を果たすものとする。

##### (自衛消防組織の統括管理者)

**第 36 条** 自衛消防組織の統括管理者は、別表 2 に記載のとおりとする。

2 本部隊に自衛消防組織の自衛消防隊長を置き、自衛消防隊長は自衛消防組織の統括管理者を以って充てる。

3 自衛消防隊長は、自衛消防組織を統括し、自衛消防組織が火災、地震及びその他の災害の自衛消防活動または訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等の一切の権限を有する。

4 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。

## (本部隊の任務・体制)

**第 37 条** 本部隊の主な任務は、以下のとおりとし、建物内の全ての場所から災害が発生した場合は、自衛消防隊長の直接指揮のもと、地区隊に対してリーダーシップをとり、初動対応及び全体の統制を行う。

- (1) 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
- (2) 消防隊への情報や資料の提供、消防隊指揮本部との連絡
- (3) 在館者に対する指示
- (4) 関係機関や関係者への連絡
- (5) 消防用設備等の操作運用
- (6) 避難状況の把握
- (7) 地区隊への指揮や指示
- (8) その他必要な事項

2 本部隊は、地区隊が活動している場合、当該地区隊に対し、協力するとともに、指揮、統制を行い、他の地区隊に支援を要請し活動させることができる。

3 自衛消防隊長は自衛消防組織全体を指揮するとともに、本部隊を直接指揮する。

4 本部隊の体制は、指揮班、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班、食料補給班及びリネン補給班により構成されるものとし、その任務は以下のとおりとする。

なお、各班には班を統括する班長を置くとともに、活動の長期化に備える観点から班員のローテーションを別表 6 に基づき定めることとし、その編成の作成又は変更時に防火・防災管理者及び自衛消防隊長に報告する。

### (1) 指揮班

- ア 自衛消防隊長の補佐
- イ 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等消防隊の支援
- ウ その他指揮統制上、必要な事項

### (2) 通報連絡班

- ア 被害・避難状況等の情報及び資料の収集
- イ 消防機関への通報及び通報の確認
- ウ 自衛消防隊長の指示、命令の地区隊への伝達及び各地区隊との連絡

### (3) 初期消火班

- ア 出火箇所に直行し、消火器及び屋内消火栓等による消火作業に従事
- イ 地区隊が行う消火作業への指揮指導
- ウ 消防隊との連携及び補佐

### (4) 避難誘導班

- ア 被害の出ている箇所に直行し、避難開始の指示命令の伝達
- イ 非常口の開放

- ウ 避難上障害となる物品の除去
- エ 逃げ遅れ、要救護者の確認
- オ 立入禁止区域の設定の補助
- (5) 安全防護班
  - ア 火災発生箇所へ直行し、防火戸・シャッター・ダンパー等の閉鎖
  - イ 非常電源の確保及びボイラー等危険物施設の供給運転停止
  - ウ エレベーター、エスカレーターの非常時措置
  - エ 活動上障害となる物品の除去
  - カ 立入禁止区域の設定
- (6) 応急救護班
  - ア 応急救護所の設置
  - イ 負傷者の応急措置
  - ウ 救急隊との連携、情報の提供
- (7) 食料補給班
  - ア 食料等の在庫の確認
  - イ 非常食メニューの作成
  - ウ 非常食の提供
- (8) リネン補給班
  - ア リネン類の在庫の確認
  - イ リネンストックルームの設置

#### (地区隊の任務・体制)

**第 38 条** 地区隊は、当該地区隊の管理する区域で発生する火災・地震等の災害において、初動措置を行うものとし、地区隊は各階ごとに設け、地区隊長を置く。

2 地区隊長は、自衛消防隊長の命を受け、担当地区隊を統括するとともに、自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。

3 地区隊の体制は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、その任務は以下のとおりとする。

なお、各班には班を統括する班長を置くとともに、活動の長期化に備える観点から班員のローテーションを別表 6 に基づき定めることとし、その編成の作成又は変更時に防火・防災管理者及び自衛消防隊長に報告する。

- (1) 通報連絡班
  - ア 被害状況の把握、情報収集及び伝達
  - イ 消防機関への通報及び防災センター等指定場所への連絡
  - ウ 災害発生場所、被害状況等の本部隊への報告
- (2) 初期消火班

- ア 消火器や屋内消火栓等による初期消火
- イ 本部隊初期消火班の誘導
- (3) 避難誘導班
  - ア 在館者への避難誘導
  - イ 在館者へのパニック防止措置
  - ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告
  - エ 避難器具の設定
- (4) 安全防護班
  - ア 防火戸、防火シャッター、ダンパー等の操作
  - イ 危険物、ガス、火気使用設備等に対する応急防護措置
  - ウ 倒壊危険箇所の立ち入り禁止措置
  - エ スプリンクラー設備等の散水による水損防止措置
  - オ 活動上障害となる物件の除去
- (5) 応急救護班
  - 救出および負傷者に対する応急救護等の人命安全に係わる措置

#### (活動の実施優先度)

**第 39 条** 自衛消防組織は、人命安全の確保を最優先目標とし、火災、地震その他の災害発生時の人命安全と被害軽減を図る。

#### (指揮命令体系)

**第 40 条** 火災、地震等が発生した場合、管理権原者又は指定された者は速やかに本部隊を防災センターに設置する。

2 自衛消防隊長が不在の場合の代行者及び優先順位は別表 6 及び 7 のとおりとし、自衛消防活動に必要な権限を付与する。

3 受託者の要員は、自衛消防活動が完了する時まで、本部隊の指揮の下で任務を行う。

#### (活動の開始時期)

**第 41 条** 本部隊は、自衛消防隊長の判断により活動を開始する。

#### (夜間等における自衛消防活動体制)

**第 42 条** 夜間等における自衛消防組織は、別表 7 に示すところによる。

2 夜間等に発生した火災、地震その他の災害等に対しては、次の措置を行う。

(1) 火災を発見した場合

直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、宿泊客その他の利用者に火災の発生を知らせ、管理権原者、自衛消防隊長、防火・防災管理者等関係者に

別に定める緊急連絡網により急報する。

(2) 地震が発生した場合

ア 直ちに館内の主要な箇所を点検し、残留者の有無、人的・物的被害状況を確認し、人的被害がある場合は関係機関に通報する。

イ 管理権原者及び関係者に被害状況について報告する。

ウ 二次災害の発生防止に努める。

(3) 防災センターは、災害の確認後、消防機関に通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、必要に応じ放送で館内周知する。

(4) 消防隊に対して、火災発見の状況、延焼状況等の情報、人的被害状況に係わる情報を速やかに提供するとともに誘導を行うとともに、消防隊の指揮の下で協力を行う。

3 夜間等に発生した火災、地震その他の災害等に対しては、在館中の事業所の従業員が協力する。

**(緊急参集)**

**第 43 条** 地震発生時の応急活動のための従業員の出社、自宅待機、退社等にかかる手順は以下のとおりとする。

- 1 別表 8 に定める緊急連絡網に基づき、出社の可否を連絡し、出社可能なものの参集を行う。
- 2 参集する場合は、交通機関は使用せず、徒歩で参集する。

**(自衛消防組織の装備)**

**第 44 条** 自衛消防組織の本部隊の装備並びに管理は、次による。

(1) 装備

ア 指揮班

- (7) 消防計画
- (4) 建物図面（平面図、配管図、電気設備図）
- (6) 名簿（自衛消防要員）
- (2) 携帯用拡声器
- (4) 本部隊旗
- (4) 照明器具（懐中電灯・投光器）
- (4) 情報伝達器具（トランシーバー）

イ 通報連絡班

- (7) 非常通報連絡先一覧表
- (4) 携帯用拡声器
- (6) 情報伝達器具（トランシーバー）

ウ 初期消火班

- (ア) 防火衣
- (イ) 消火器
- (ロ) 可搬消防ポンプ
- (ハ) 破壊器具（とび口）
- (ニ) 防水シート

エ 避難誘導班

- (ア) マスターキー
- (イ) 切断器具（ドアチェーン等切断用）
- (ロ) 名簿（宿泊客）
- (ハ) 携帯用拡声器
- (ニ) 照明器具（懐中電灯）
- (ホ) 立入禁止区域設定用ロープ
- (ヘ) 誘導標識（案内旗）

オ 安全防護班

- (ア) キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア）
- (イ) 救助器具（ロープ、バール、ジャッキ）
- (ロ) 建物図面（平面図、配管図、電気設備図）
- (ハ) エンジンカッター
- (ニ) 油圧式救助器具セット
- (ホ) 立入禁止区域設定用ロープ

カ 応急救護班

- (ア) 応急医薬品
- (イ) 担架
- (ロ) 応急救護所設置機材
- (ハ) 受傷者記録用紙
- (ニ) 車いす
- (ホ) 自動体外除細動器（AED）

キ 食料補給班及びリネン補給班は、平常時と同様とする。

(2) 装備の管理

自衛消防隊長は、自衛消防組織の本部隊の装備品の管理責任者を定め、管理責任者は自衛消防組織の本部隊の装備品について次の事項を行う。

ア 防災センターなどに保管し、定期的に必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。

イ 点検結果を整備記録に記録する。

2 地区隊の装備並びに管理は、次による。

(1) 装備

ア 通報連絡班

- (7) 消防計画
- (4) フロア図面
- (9) 非常通報連絡先一覧表
- (2) 名簿（自衛消防要員）
- (4) 携帯用拡声器
- (9) 照明器具（懐中電灯）
- (3) 情報伝達器具（トランシーバー）

イ 初期消火班

- (7) 消火器
- (4) 防水シート

ウ 避難誘導班

- (7) マスターキー
- (4) 携帯用拡声器
- (9) 照明器具（懐中電灯）
- (2) ロープ
- (4) 誘導標識（案内旗）

エ 安全防護班

- (7) キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア）
- (4) 救助器具（ロープ、バール）
- (9) フロア図面

オ 応急救護班

- (7) 応急医薬品
- (4) 受傷者記録用紙

(2) 装備の管理

地区隊長は、地区隊の装備品の管理責任者を定め、管理責任者は、地区隊の装備品について次の事項を行う。

ア 定期的に必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。

イ 点検結果を整備記録に記録する。

## 第2節 火災対応

### （通報連絡）

第45条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センター等に場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。

- 2 地区隊の通報連絡班は、火災の場所、状況、消火活動状況等について確認を行い、本部隊、地区隊長等の関係者に報告する。
- 3 防災センター勤務員は、次の事項を行う。
  - (1) 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに係員に現場確認を行わせるとともに非常放送等を活用して火災表示階の火災状況等について通報を指示し、状況を確認する。
  - (2) 防災センター勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じ館内に周知する。
- 4 本部隊の通報連絡班は、次の事項を処理する。
  - (1) 防災センターに集合し、消防機関への通報の確認、自衛消防隊長への災害状況報告、火災の状況変化に伴う非常放送等を行う。
  - (2) 自衛消防隊長の指示命令の伝達を行う。
  - (3) 別表9に定める関係者機関との連絡を行う。
  - (4) 消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行い、消防隊指揮本部（防災センター）へ案内する。

#### (消火活動)

- 第46条** 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。
- 2 地区隊における消火活動は、初期消火に主眼を置き活動する。  
なお、自己の地区隊の担当区域外で発生した場合は、出火地区への応援活動を行う等の処置を行うとともに本部隊等の指示により行動する。

#### (避難誘導)

- 第47条** 本部隊の避難誘導班は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその直上階の者を優先して避難誘導にあたる。
- 2 エレベーターによる避難は原則として行わない。
  - 3 忘れ物等のため、再び入る者のないよう万全を期す。
  - 4 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
  - 5 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部隊に連絡する。
  - 6 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部隊に報告する。

- 7 聴覚障害者への情報伝達については文字を用いて、また外国人への情報伝達については英語を用いて行うこととする。
- 8 自力避難困難者に対しては、予め指定した介助要員が避難の支援を行う。
- 9 地区隊の避難誘導班は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたる。

#### (安全防護措置)

**第 48 条** 本部隊の安全防護班は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

#### (応急救護)

**第 49 条** 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

- 2 本部隊の応急救護班は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるよう適切な対応をする。
- 3 応急救護班は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度等の必要な事項を記録すること。

### 第 3 節 地震対応

#### (地震発生時の初期対応)

**第 50 条** 地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、人身の安全確保を守ることを第一とし、自身の安全確保とともに周囲に身の安全確保を呼びかける。
- (2) 火気設備器具の直近にいる従業員は、電源の遮断、燃料の遮断等の出火防止措置を行い、各火元責任者はその状況を確認して防災センターへ報告する。
- (3) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認し、防災センターへ報告する。
- (4) 防火・防災担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、その結果を防災センターへ報告する。異常が認められた場合は、応急措置を行う。
- (5) 火気設備等の各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (6) 防災センターは、被害の情報等を把握するとともに在館者の安全確保のため、次の内容を放送する。放送設備が使用できない場合は、内線電話等を用いて、地区隊に連絡する。

- ア エレベーターの使用の制限
- イ 落下物からの身体防護の指示
- ウ 屋外への飛び出しの禁止

- (7) 防災センターでは、地震情報、津波情報、緊急地震速報等の情報収集を行い、周辺および域内の状況確認を行う。

#### (地震時の自衛消防活動の開始)

**第 51 条** 地震が発生した場合、大きな揺れがおさまったことを確認後、自衛消防隊長の判断により、直ちに自衛消防組織の活動を開始する。

- 2 自衛消防隊長は、被害の状況及び活動状況を地区隊長等に報告させ把握する。

#### (地震発生時の被害状況の確認)

**第 52 条** 本部隊の指揮班は、総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、設備モニタ、地区隊長からの速報により、被害状況を速やかに把握するよう努める。

- 2 地区隊長は、従業員等からの速報により、自己の地区の被害状況を速やかに把握するよう努める。

- 3 従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、地区隊長に報告する。

- 4 自衛消防隊長は、各地区隊の通報連絡班からの情報により、被害情報を確認する。その際、以下の事項について、具体的に確認する。

ア 負傷者数

イ 閉じ込め者数

ウ 火災等二次災害の有無

エ 構造等破壊の有無

オ ライフラインの状況

- 5 自衛消防隊長は、収集した情報を必要に応じて在館者に伝達する。

- 6 自衛消防隊長は、地区隊長からの報告を整理するとともに、人命優先を第一義とし、被害の内容、程度に応じて、避難手段確保、機能維持等の優先順位を判断し、活動方針を決定する。

- 7 地区隊長は、活動が終了した場合、自衛消防隊長に報告する。

#### (地震時の連絡通報)

**第 53 条** 火災や要救助者の発生時の消防機関への通報は、原則として、本部隊の通報連絡班が行う。ただし、本部隊へ連絡がとれない等、緊急を要する場合は、地区隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を本部隊に報告する。

- 2 本部隊及び地区隊の通報連絡班は、使用可能な連絡手段を用いて、関係者や別表 9 に定める関係機関及び自衛消防組織内の連絡を行う。

### (地震時の応急救護)

**第 54 条** 地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。活動に際しては、地区隊の応急救護班が主体となるが、状況に応じて、可能な限り周囲の者の協力を求める。

- (1) 負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- (2) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせる。救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。ただし、同時に火災が発生している場合は、原則として、消火活動を優先し、火災が広がらない状態となってから、救出活動にあたる。
- (3) ガラスが飛散している場合や、倒壊建物や落下物、転倒物等に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあつては、状況を自衛消防隊長に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。
- (4) 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施すること。
- (5) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。
- (6) 危険が伴う救出資機材は、機器の取扱いに習熟した者が担当すること。
- (7) 救出の優先順位は、原則として、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。
- (8) 本部隊の応急救護班は、速やかに救護場所を設置する。

### (エレベーター停止等への対応)

**第 55 条** 地震によるエレベーターの停止に際し、本部隊の安全防護班は、以下の活動を行う。

- (1) 速やかにエレベーターの位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込め者の有無を確認する。
- (2) 閉じ込め者が発生している場合は、速やかにエレベーター保守会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 閉じ込め者に対し、エレベーター保守会社へ連絡した旨、その他地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。
- (4) エレベーター管理会社の到着が著しく遅れる等、やむを得ない緊急の場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、エレベーター保守会社による所要の訓練を受けた者に救出活動を行わせる。
- (5) 消防隊又はエレベーター保守会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。
- (6) エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターのみが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。

- 2 地震によるエレベーターの停止に際し、従業員は以下の活動を行う。
  - (1) エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。
  - (2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに自衛消防隊長に連絡する。

#### (地震による出火への対応)

**第 56 条** 地震が発生した場合、次の出火防止措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
  - (2) 揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる従業員は、電源、燃料等の遮断等を行う。
  - (3) 防火・防災担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
- 2 火災が発生した場合は、通常火災への対応を準用し、初期消火班を中心に迅速な対応をとる。
  - 3 複数箇所から出火して初期消火班の能力を超えている場合は、本部隊の指示に従うとともに、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先する。

#### (避難施設・建物損壊への対応)

**第 57 条** 避難施設の損壊に備えて、安全防護班を中心に、以下のとおり避難経路を確保する。

- (1) 物品転倒により、防火設備の避難扉への開放ができなくなり、避難通路として使用が不可能となることがないように、周辺の物品等の管理を徹底する。
- (2) 火災発生の際は、非常口や階段が変形・損傷して使用不能となった場合に備え、複数の避難経路を確保するとともに、避難経路を確保する。
- (3) 火災発生の際は、消火活動と併せて、区画の損傷状況を確認の上、避難経路の安全を確保する。

#### (スプリンクラー設備損壊への対応)

**第 58 条** スプリンクラー設備の損壊を想定し、初期消火班を中心に、以下のとおり初期対応を確保する。

- (1) 漏水時の制御弁の閉鎖
  - (2) 複数設置場所の消火器の使用
  - (3) 大型消火器の使用
  - (4) 動力消防ポンプ設備の活用
- 2 スプリンクラー設備の散水による水損防止措置は、安全防護班が中心となって行う。

### (火災発生時の区画形成)

**第 59 条** 区画損壊等を想定し、安全防護班を中心に、以下のとおり応急措置をとる。

- (1) 建物損壊や収容物転倒などによる防火扉・シャッターが自動閉鎖しなかった場合等、手動の区画形成を行う。
- (2) 当該出火区画の閉鎖が困難な場合は、隣接防火戸による二次的な区画形成を行う。
- (3) 防火戸の煙感知器が損壊したことにより閉鎖しない場合は、手動で閉鎖し区画形成を行う。

### (停電時の対応)

**第 60 条** 地震による停電発生を想定し、安全防護班を中心に、次のとおり対応する。

- (1) 停電に備え、自家発電設備、発動発電機、バッテリー等、相応の容量の非常電源を確保する。
- (2) 夜間の停電に備え、懐中電灯等の携帯用非常用照明器具を確保・配備する。
- (3) 不要電路の遮断、電気配線等の破損等の火災に繋がる要因を排除するよう努める。

### (ガス停止時の対応)

**第 61 条** 地震によるガス停止を想定し、安全防護班を中心に、火気設備等を使用する場合は、燃料の漏洩等がないか確認する。

- 2 自衛消防活動の長期化に備え、ガスボンベや灯油等の確保を行う。

### (断水時の対応)

**第 62 条** 地震による断水に備え、安全防護班を中心に、消防用水の容量を確保する。

- 2 漏水時は速やかに閉止し、被害防止対策をとる。
- 3 自衛消防活動が長期化した場合に備え、生活用水(トイレ用を含む)の確保をする。

### (通信障害への対応)

**第 63 条** 地震による通信障害に備え、消防機関等への通報手段は、通信回線や無線等の確保を行う等、複線化する。

### (交通障害への対応)

**第 64 条** 交通障害等により、自衛消防活動が長期化した場合には、自衛消防要員の交代要員を定める。

### (地震時の避難方法)

**第 65 条** 建物の被害状況等により、以下の基準に基づき避難を行うこととする。

- (1) 全館一斉避難：在館者全員が同時に避難する。

具体的には、下記のアからキの事象が単独あるいは複合で発生し、危険が建物全体に短時間で波及する恐れのあるとき。

- (2) 全館逐次避難：在館者全員が、危険階を優先し、時間差に配慮した上で、避難する。

具体的には、下記アからキの事象の発生に時間の余裕があるとき、及びク、ケの事象が発生したとき。

- (3) 階（区画）避難：危険階（区画）から安全な区画へ避難する。

下記以外の場合に、状況に応じて実施する。

- ア 建物が倒壊する危険が高いとき。
- イ 建物全体に危険が及ぶ強い地震発生が予想される時。
- ウ 建物で複数階同時出火したとき、または、出火延焼危険性が高いとき。
- エ 建物内の室内散乱が激しく、余震により負傷者発生危険性が高いとき。または、出火・延焼の危険性が高いとき。
- オ 建物内で危険物・ガスが漏出したとき、または漏出の危険性が高いとき。
- カ 建物内の防災設備システムが作動しなくなったとき。
- キ 出火階の防火区画や防火扉が破損し、火災等の危険事象が他階に波及する恐れがあるとき。
- ク 都市火災が発生し、周辺の延焼危険が高くなったとき。
- ケ 周辺大気中に有毒物質が漏出または漏出するおそれの高いとき。

### （地震時の避難誘導）

**第 66 条** 地震時の避難誘導については、避難誘導班を中心に以下のとおりとする。

- (1) 建物からの避難

- ア 避難は原則として自衛消防隊長からの連絡又は防災関係機関の避難命令により行う。
- イ 地区隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、自衛消防隊長の指示に基づき、在館者を速やかに屋外に避難させ、避難完了後自衛消防隊長に報告する。
- ウ 地区隊長は、自衛消防隊長からの避難指示があるまで、従業員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- エ 地区隊長は、自衛消防隊長との連絡が取れない場合は、第 65 条に定める基準をもとに避難の是非を判断する。
- カ 屋内の安全確保ができない場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。
- キ エレベーターによる避難は原則として行わない。
- ク 忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期する。



- (1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
  - (2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。
- 3 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

#### (宿泊客へのサービス提供)

**第 68 条** 地震発生後の宿泊客へのサービス提供の継続のため、以下の事項を行う。

- (1) 食糧補給班は、食料等の在庫の確認を行うとともに、非常用メニューの作成を行い、非常用食料の提供を行う。
- (2) リネン補給班は、リネン類の在庫を確認するとともに、安全な場所にリネンストックルームを設置する。

#### (建物の使用再開時の措置)

**第 69 条** 防火・防災管理者は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員に周知徹底させる。

#### (帰宅困難者対策)

**第 70 条** 帰宅困難者の発生に備え、以下の活動を行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者に適宜伝達する。
- (2) 交通機関が停止し営業を停止する場合は、帰宅困難者を避難場所等まで避難誘導する。
- (3) 時差退社は、ターミナル駅への帰宅困難者の殺到を防ぐため、交通機関の運行状況を確認した後に実施する。

### 第 4 節 その他に災害についての対応

#### (その他の災害についての対応)

**第 71 条** 大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、在館者の迅速かつ円滑

な避難等が必要な場合は、火災・地震時の通報連絡及び避難誘導活動に準じて別表9に定める関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施する。

## 第3章 教育訓練

### 第1節 従業者等の教育

#### (管理権原者の教育)

**第72条** 管理権原者は、常に防火・防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

- 2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に定期的かつ積極的に参加する。
- 3 管理権原者は、消防訓練を実施する場合は、必ず参加する。
- 4 管理権原者は、防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者等と定期的に情報交換を行う。

#### (防火・防災管理者等の教育)

**第73条** 防火・防災管理者は、常に防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

- 2 管理権原者は、防火・防災管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。
- 3 防火・防災管理者は、防火・防災に関する講習会等に定期的に参加するとともに、従業員に対する防火・防災講演等を随時開催する。

#### (自衛消防組織の構成員の教育)

**第74条** 自衛消防組織の統括管理者に就く者は、令第4条の2の8第3項第1号に規定する講習を受講した有資格者又は消防法施行規則第4条の2の13によって統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を以って充てる。

- 2 自衛消防組織の本部隊の以下の班の各班長に対しては、消防法施行規則第4条の2の13により統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を除いて、令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を受けさせるものとする。
  - (1) 指揮班
  - (2) 通報連絡班
  - (3) 初期消火班
  - (4) 避難誘導班
  - (5) 安全防護班
  - (6) 応急救護班
- 3 自衛消防組織の構成員は、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施する。

### (従業員の教育)

第75条 従業員に対する教育は、従業員教育担当者等が実施する。

2 防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について行う。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時及びその他の災害等の対応について
- (5) 防火・防災管理マニュアルの徹底に関すること。
- (6) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

### (ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第76条 防火・防災管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターを見やすい場所に掲示し、防火・防災思想の普及を図る。

### (従業員教育担当者への教育)

第77条 従業員教育担当者は、講習受講等を通じ、専門知識の習得に努める。

## 第2節 訓練の実施

### (訓練の実施)

第78条 防火・防災管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛消防組織が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施する。

### (訓練の実施時期)

第79条 防火・防災管理者は、次により訓練を行う。

(1) 訓練の実施時期

ア 個別訓練

- (イ) 消火訓練 ( 月、 月)
- (ロ) 通報訓練 ( 月、 月)
- (ハ) 避難訓練 (火災の避難訓練： 月、地震の避難訓練： 月)
- (ニ) その他の訓練 ( 月、 月)

イ 総合訓練 ( 月、 月)

(2) 防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

(3) 訓練の参加者

ア 自衛消防組織の要員

イ 正社員、パート、アルバイトの中から、半数以上の者

(この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加さ

せる。)

**(訓練の通知)**

**第 80 条** 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練届出書」等により所轄消防署へ通報し、実施日時、訓練内容等について自衛消防要員に周知徹底する。

**(訓練の内容)**

**第 81 条** 訓練は、別に作成する実施要領に基づき実施する。

**(訓練結果の検討)**

**第 82 条** 防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、その内容の記録を行い、以後の訓練に反映させる。

なお、検討会には原則として訓練に参加した者が出席する。

**付 則**

この計画は、      年      月      日から施行する。